



子ども家庭支援論⑦⑧

特別なニーズを有する

家庭への支援

東北こども専門学院

24 Nov. 2022

担当：鑑さやか



特別なニーズを有する家庭とは

①子どもが特別なニーズを要する家庭

* 障害のある子ども

身体障害
知的障害
精神障害
発達障害

* 慢性疾患のある子ども

乳幼児の有病率が高い慢性疾患 → アレルギー疾患

アレルギー疾患では多くの場合、乳幼児期に
気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等の症状を発症する
アレルギー疾患は、年齢とともに症状が軽減されることが多いが、
形を変えて別の症状が現れる点に特徴がある

↳ アレルギーマーチ

ex)食物アレルギー → アトピー性皮膚炎や喘息 等

年齢とともに症状が変化しながらアレルギー疾患が続く



食物アレルギーの場合には、
命の危険を伴うアナフィラキシーショックのリスクもあり、
日々の食事管理の負担が大きくなる

* 多胎児

多胎児の子育て

体力的
精神的
経済的

負担が大きく
特有の大変さがある

多胎児の半数は、妊娠満37週未満の早産

平均体重は、低出生体重児(2,500g)に該当する2,250g
低体重で生まれた子どもは入院による親子分離を経験

病気や発達上のリスクが高まる

退院後の生活に様々な不安や負担が生じやすくなる



特別なニーズを有する家庭とは

②保護者が特別な支援を要する家庭

* 保護者自身に障害ある場合

→ 近年では、特に精神疾患を理由とした保育所利用が増加

精神疾患のある保護者は、

社会生活や対人関係に困難を抱えやすく、
周囲のサポートを得られにくいため孤立しがち

専門機関の利用や通院の継続にも難しさが伴う



関係機関との連携による支援が不可欠

気分障害、不安障害、統合失調症等は、
児童虐待のリスクが高いことが指摘されている



特別なニーズを有する家庭とは

③親子双方に特別な支援を要する家庭

* 児童虐待

身体的虐待	児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
心理的虐待	児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴行その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

出所：児童虐待防止法第2条より作成



児童虐待は次の問題等が複合的要因となって発生する

- ①親自身の問題
- ②夫婦関係や家族の病気等のストレス
- ③近隣、親族を含む社会からの孤立
- ④育てにくさ等の子どもの問題
- ⑤相性の悪さ等の親子の関係性の問題



親と子の双方に適切なケアが必要

子どもの命にかかわることもあるため慎重な対応が求められる

* DV (Domestic・Violence)

夫婦や恋人等、親密な間柄における暴力

(身体に対する暴力又は

これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動)

相談件数は年々増加 (平成28年度は106,367件)

DVの被害者は、加害者のもとを離れず

一時的に離れても再び戻る傾向がある

DVのある家庭では、

高い割合で子どもへの身体的虐待が生じている

DVのなかで育つことは、心理的虐待に該当する



特別なニーズを有する家庭とは

④家庭生活、社会生活に支援を要する家庭

* 経済的困難

日本の子どもの貧困率は国際比較においても高い
ひとり親家庭の貧困率はOECD諸国の中で最も高い水準
全体の66%、
母子家庭の95%が経済的に苦しいと感じている

(厚生労働省 平成25年度国民生活基礎調査)



経済的困難には、子育て支援だけでなく
就業支援・各種福祉サービスの提供等
生活全般への総合的な支援が必要となる

* 外国籍の家庭

現在、200万人を超える外国人が滞在している
保育所等にも外国籍をもつ子どもが多く存在している



文化の違いなどに配慮したかわりが必要となる



特別なニーズを有する家庭への支援体制

①障害児に対する支援体制

乳幼児健康診査・障害児相談支援



児童福祉法、障害者基本法、発達障害者支援法、
障害者総合支援法等に基づき支援が行われる

経済的支援 … 特別児童扶養手当、障害児福祉手当

日常生活支援 … 児童発達支援センター等での療育
病院等での治療・訓練
保育所等での統合保育 など

※統合保育を行なっている場合発達障害児への支援として、
保育所等訪問支援、各自治体による巡回相談等が行われる



②児童虐待・DVへの支援体制

* 児童虐待

- 法律：児童虐待の防止等に関する法律
早期発見：1歳6か月検診、3歳児検診
対応機関：市町村、児童相談所等 ※原則市町村が中心

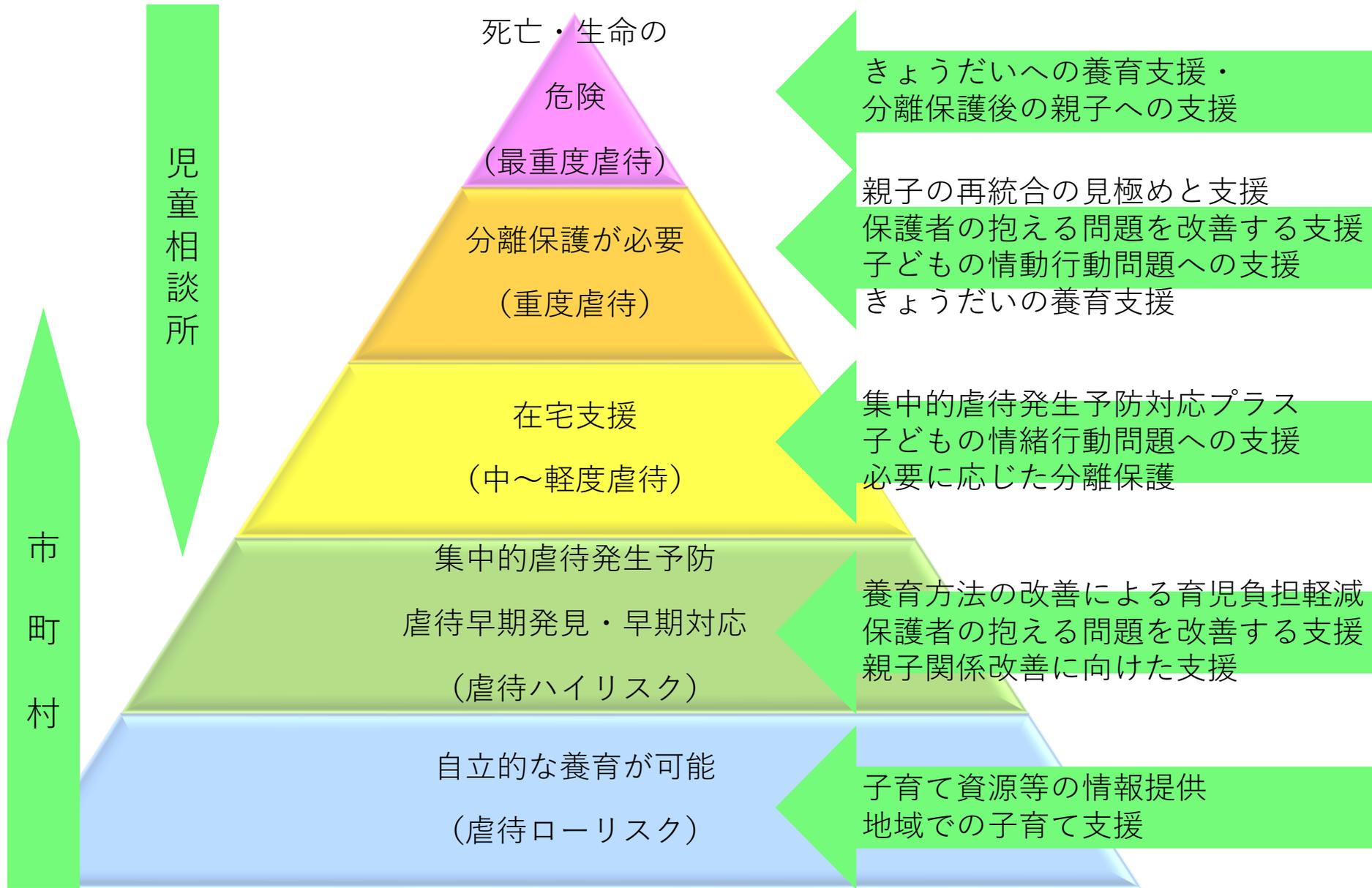
* DV

- 法律：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
対応機関：配偶者暴力相談支援センター
→ 相談支援、情報提供、一時保護、自立支援等を実施
入所施設：母子生活支援施設
→ 入所者の約半数はDV
→ 入所後も母親と子どもの安全確保が必要

保育所等においては、
日頃の保育における在所確認の問い合わせ
個人情報の取り扱い
送迎時の子どもの引き渡し等に留意が必要

虐待の重症度等と対応内容及び児童相談所と市区町村の役割

厚生労働省(2013)「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」





③ひとり親に対する支援体制

法律：母子及び父子並びに寡婦福祉法

→20歳未満の子どもがいるひとり親家庭

子育てや生活全般への支援

母子・父子自立支援員による相談支援

居宅にて家事援助や保育を行う

母子家庭等日常生活支援事業

子どもの相談支援を行う児童訪問援助事業

ひとり親家庭情報交換事業 等

養育支援

夜間養育を行うトワイライトステイ事業

一時的に児童養護施設等にて子どもを預かる

ショートステイ事業

入所させ生活指導を行う母子生活支援施設 等

経済的支援

児童扶養手当（児童1人あたり月額4万円程度）

医療費の助成、所得税・地方税の控除

就業のための経済的支援

資格取得のための高等職業訓練促進給付金

就学・事業開始のための母子寡婦福祉資金貸付制度



④外国籍の家庭への支援体制

外国籍家庭に対する妊娠・出産への支援

→13言語に対応した「すこやかな妊娠と出産のために」

を厚生労働省が配布

各自治体が外国語版母子健康手帳を交付

生活支援

→各自治体による通訳ボランティア、

医療通訳の派遣制度

多言語に対応した生活ガイド・防災マニュアル

日本語の学習支援

→国際交流会やボランティアが主催する

無料または定額の日本語教室

JSLカリキュラムによる日本語教育

※Japanese as a Second Language

日本語を母語としない子どもを対象として、

学習活動に必要な日本語で学ぶ力を育成することを

目的とした文科省による教育プログラム

自治体独自の日本語指導教室 等



障害のある子どもと 保護者への支援

* 障害への気づき

保育者が子どもの障害に気づくことは少なくない

→子どもの状態像を明らかにし
必要な医療や療育につなげる



保護者に子どもの障害を理解してもらう必要がある

保育者が障害の可能性を伝えることで、
保護者との関係が悪化する場合がある

なぜ、保護者との関係性が悪化するのでしょうか？

子どもの障害をとらえる視点では
保育者と保護者にどのような違いがあるでしょう？



保護者は、
必ずしも発達知識を持ち合わせているわけではない
発達の著しい乳幼児期には、
遅れと個人差の区別もつきにくい
保育者は集団の中で相対的に子どもの状態を理解する
のに対し、保護者は家庭でのわが子だけを見ている
ことがほとんど
保育所等と家庭では、子どもを取り巻く人間関係、
求められる生活内容も異なる



保育者と保護者それぞれが捉えている
子どもの姿に相違があることも少なくない

保育者が子どもの障害に気付いたときには
どのように伝えればいいのでしょうか？



保護者が子どもをどのように捉えているのかを把握する
園での子どもの様子を見てもらいながら、
保育者が気になっている事柄を丁寧に伝えていく

子どもの将来のために少しでも早く診断に結びつけたい



保育者としてごく自然な考えだけれど…

保護者に無理に障害を認めさせようとする、
必要な援助から子どもを遠ざけてしまうことにもつながる

大切なのは、

保護者とともにもその子の抱える生きづらさを理解し
よりよい生活環境を整えていくこと

診断名はその手がかりのひとつであり、
より適切な支援を受けるための医学的情報として捉えておく



* 障害の受容過程に寄り添い、支えること
保護者自身が障害の可能性を理解できたとしても、
現実には診断名がつくことは受け入れがたく、辛いこと

障害を受け入れる過程には、
ショック、悲嘆、自己否定、自責感などが伴い
大きな困難の中におかれる
障害を否定してくれる医師を求めるドクターショッピング
一度受け入れても他児と変わらない姿を見て再び否定する

保護者のこうした過程に寄り添い、支えていく姿勢が
子育ての最も身近なパートナーである保育者には求められる

また、
日常の子どもの肯定的な姿や変化をしっかりと捉え
障害ばかりに目が向きがちな保護者に
子どもが育っている事実を丁寧に伝えることも大切な役割



* 保護者の「困り感」と家族の理解

子どものためを思うがゆえの保育者の依頼や提案

→ 保護者に聞き入れられず、協力が得られない

→ 保護者の非協力的な態度に困難を感じる

→ 保護者はどのような感覚を感じている？

ex) 子どもの育てにくさ 体力的な負担
介護や通院の負担 ゆとりのなさ
経済的困難 将来への不安
夫婦間の意識のズレ 親族や世間の偏見
きょうだいの世話が十分にできない等

保育者が保護者の協力を得られず困ったときほど
保護者自身が困っていることに目を向け、
前向きに子育てに関われるよう支えていくことが大切

障害児の子育てに伴うさまざまな経験を分かち合う事のできる
当事者グループとの橋渡し
ピアサポートグループに関する情報提供 等も

有効な支援



* 保育所における他職種との連携
障害児の多くは、保育所への通園



病院や児童発達支援センターで
専門的治療や療育を受けている

子どもの生活を支えるためには、相互の連携が重要
専門職と情報共有
保育に関する助言を得る 等

連携を機能させるためには、
相互に施設・機関の機能やその職種の役割を理解する
専門用語の使用は控え、
他職種でも理解しやすい言葉を用いる

虐待の発見と通告

児童虐待防止法第5条

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。



疑いをもった段階で、速やかに通告しなければならない
特に保育所は、

送迎時を通して日々保護者と関わる事が可能であり
虐待の早期発見が期待されている





虐待を発見するために

意識的に親子の様子をよく観察することが大切
保育所保育指針では、次の4つを観察のポイントとしている

- ①子どもの身体の状態
- ②心や行動の状態
- ③不適切な養育状態
- ④親や家族の状態

着替えやオムツ交換時に傷やアザがないか
食事や入眠の仕方
親子関係はどうか

気になる場合には虐待チェックシートを活用し
虐待の可能性について把握する



虐待が疑わしい場合のチェック項目

子どもの様子

- * 不自然な傷が多い（顔や腕、足にあざが多くある）
- * 夜遅くまで外で遊んでいたたり、子どもだけで夜を過ごしている
- * 無断欠席が多い
- * 身体、衣服が非常に不潔である
- * 子どもの緊張が高い
- * 体重、身長が著しく年齢不相応
- * 年齢不相応な性的興味、関心、言動が強い
- * 表情が無い、またはこわばったりおびえたりしている
- * 親と視線をほとんど合わさない



虐待が疑わしい場合のチェック項目

保護者の様子

- * 無断で欠席させることが多い
- * 長期病欠なのに医者に見せていない
- * 働く意志がない
- * アルコールを飲んで暴れることが多い
- * きちんと養育していない（食事をさせていないなど）
- * 自分の思い通りにならないと体罰を加える
- * 保育士、教師、相談員との面会を拒む
- * 「死にたい」「殺したい」「心中したい」などと言う
- * 近所の人との関わりを故意に避ける



虐待の疑いがある場合には

関係機関への通告が必要

児童福祉法による秘密保持義務との関係
→通告は秘密保持義務違反には当たらない

通告による保護者との関係悪化に対する懸念や罪悪感

保育者は子どもの最善の利益を
何よりも優先しなければならない

たとえ、愛情表現やしつけのつもりであっても
虐待は心身に有害な影響を与え、子どもの利益を損なう行為



虐待通告と保護者への支援

- * 通告は秘匿されるが、保育者だけが問題を把握している場合等、保育所からの通告であることが特定されやすい
 - 保護者からの不信につながることもある
 - 不自然な怪我を繰り返したり
不適切な養育が見られたりしたときには
業務上の義務として、保育者は専門機関に
連絡するというルールがあることを説明する
- * 保護者自身が虐待を認識している場合
 - 保護者自身が問題解決に向かうことができるよう
専門機関へつなげる
- * 保護者が専門機関との接触を拒否する場合は？
 - 子どもを奪われる不安、公共機関への不信 等
 - あくまでも問題解決に向けた支援が目的
問題解決のためにどのようなことが行われて
いるのかを丁寧に説明し
保護者を必要な支援につなげていく



関係機関との連携と保育者の役割

- * 通告をもって保育所等の役割が終わるわけではない
- * 通告後もそれまで通り保育所に通ってくるものがほとんど
→引き続き親子への支援が求められる
- * 保育所等は要保護児童対策地域協議会を通して、
情報共有
支援方針の協議
定期的な出席状況の報告
記録作成
等を行う
- * 親子への直接支援では、
自分の所属する保育所等が対応可能な範囲と限界を理解し
保育所等内で問題を抱え込まないことが大切
- * 専門機関は、保護者への相談支援を行う一方で
必要があれば保護者の意に反する指導や強制的介入、
親子分離等を行う立場にあり、
必ずしも保護者と信頼関係が確立できるわけではない



* 信頼関係が確立できないと、専門機関は
保護者との接触や子どもの状況把握が困難が生じやすくなる

* 保育所等は、日々の通園を通して子どもの状況把握が可能
→虐待対応において非常に重要な役割を担っている



* 日々の保護者とのかかわり
→専門機関の介入による不安や混乱を受け止め支える役割

虐待家庭への支援では、早期発見の重要性から
子育ての問題ばかりが焦点化されがち

どんなに小さなことでも、
その保護者なりに子育てに取り組もうとする努力や意欲を認め
保護者がもっている力を引き出していくことも大切



ひとり親家族支援の背景と意義

離婚家庭の増加



家庭の子育て機能が弱体化



物理的・経済的・精神的不安的な状況



ひとり親家庭の破綻予防・保護・サービス提供の充実



多様な保育ニーズへの対応

* 仕事と子育てを一人で担わなければならないひとり親家庭にとって、保育所は必要不可欠の存在

→ 優先的な保育所への入所

勤務形態に応じた長時間保育

夜間保育

休日保育

急な子どもの病気等に対応する病児保育

病後児保育



多様な保育ニーズへの対応は生活を支える支援となる

保育者に求められる支援

* 生活状況への理解

離婚、死別、転居、同居家族の変化、
交際相手の同居、再婚 等の生活の変化



子どもにも大きな影響

* 日々の保育では、

子どもの家庭生活にも目を向けながら必要なケアを行う



親子関係を支えていく

* ひとり親家庭は共働き家庭に比べて

労働時間が長く、育児時間が短い傾向がある

→日々の連絡ノートへの返信、手作り品の準備

等保育所の求めに応じることが難しい場合もある

→保育所の方針を大切にしつつも、

必要な配慮を考えておくことも必要





* 行事への配慮
運動会、遠足 等
親子で参加する行事はひとり親家庭にとって
負担を感じたり、
周囲の偏見に傷ついたりすることが少なくない
なかでも父の日や母の日は負担を感じやすい行事の一つ



行事そのものを行わない保育所等もある

行事の持ち方によっては、
親子
子どもと同居の親や祖母
離れて暮らす親 等との関係をつなぐ機会にもなる

行事に対する親の思いを把握しつつ、
子どもと家族をつなぐ機会としていく



多国籍の家庭への支援

生活上のさまざまな問題

* 言葉の違いによる問題

日本語が十分にできない
外国籍の保護者にとって、
日本での子育てには
さまざまな難しさを伴う

右の表の家庭のうち、
日本語が「よくできる」と回答した
保護者は全体の4割程度



外国籍の保護者の約半分は
程度の差はあるものの
コミュニケーション上の
困難を抱えている

家庭での使用言語(%)		
1	日本語	56.6
2	中国語	24.7
3	ポルトガル語	8.2
4	英語	8.2
5	韓国語	6.8
6	タガログ語	4.9
7	スペイン語	3.8
8	ベトナム語	0.9
9	アラビア語	0.7
10	バングラデシュ語	0.6
11	タイ語	0.6

出所：多文化子育てネットワーク(2012)
「第2回多文化子育て調査報告書」



バーバルコミュニケーションに困難があると？
病院の受診時、災害などの緊急時に
言葉が通じないという問題は深刻



通訳や周囲の助けにより
必要な医療・福祉サービスの利用、災害情報の入手

日常生活に必要なコミュニケーションが可能であっても…
生活情報の多くは文字情報
漢字、ひらがな、カタカナが混在する日本語の読み書きは
日常会話よりもはるかに難しく、
文字情報を読み取ることは容易ではない

文字情報が読み取れなければ、
豊富な支援が用意されていても、
そこにアクセスすること自体に困難が生じる



* 文化の違いによる問題

日本と外国ではどんな違いがあるでしょうか？

宗教、食事、習慣、衣服、子育て等
あらゆる面で価値観や生活様式が異なる



外国人にとっては、文化の違いが
さまざまな生活上の支障となり、
トラブルに発展することもある

スキンシップ、オムツの使用方法・使用期間
食事内容・マナー、衣服の調整、家庭訪問 等



保育所生活では当たり前に行なっていることだけど…



ex) 子どもの頭に触れることがタブーとされる地域
→ 子どもの頭を撫でることは大問題
プライバシーを大切にする国
→ 家庭訪問などは考えられないこと

他にも、男女の性差に対する考え方
数字やジェスチャーの意味の違い

日本で暮らす日本人にとっては
意識することすら難しく当たり前のことでも
外国籍の保護者には困惑や困難をもたらすことがあることを
保育者は理解しておくことが大切



外国籍の保護者への支援

* コミュニケーションに対する支援

言葉の違いは情報伝達や情報入手の問題だけでなく
人間関係や自己評価にも大きな影響をもたらす

ex) 不十分な日本語で相手を怒らせてしまう
他者から低くみられたりする等の経験
→ 人とのかかわりへの抵抗感
自尊心の低下につながる

保育所等で、日本人の母親のように十分にできない
→ 親としての自信を失うこともある

言葉の不自由さに伴うさまざまな困難を踏まえ
保護者の思いや意向を理解することが大切



また、
文字によるコミュニケーションは、日常会話以上に難しく
連絡ノートやおたよりの内容を理解することも容易でない



ひらがな、ローマ字、イラストを使用したり
実物を見せたりする工夫をする

保育所等の理念やルールと保護者の意向が衝突したら？
ルールを一方向的に守らせることに終始することなく
文化的背景を念頭に置きながら折り合いをつけていく

外国籍家庭は日本では
マイノリティとして周辺的に位置付けられ
常に日本文化への適応が求められている

外国籍の親子が中心に位置づけられ主体的に活動できる場
日本人が外国の文化を学び相互理解を深める機会も必要

外国籍の親子の受け入れを多文化理解の機会として捉え、
保育をより豊かにしていく工夫をしていく



多文化に育つ子どもと保護者への支援

保育所等での生活をとおり

子どもは生活習慣、慣習、礼儀作法、価値観等

日本の文化を取り込み

日本語も大人よりも早いスピードで習得していく

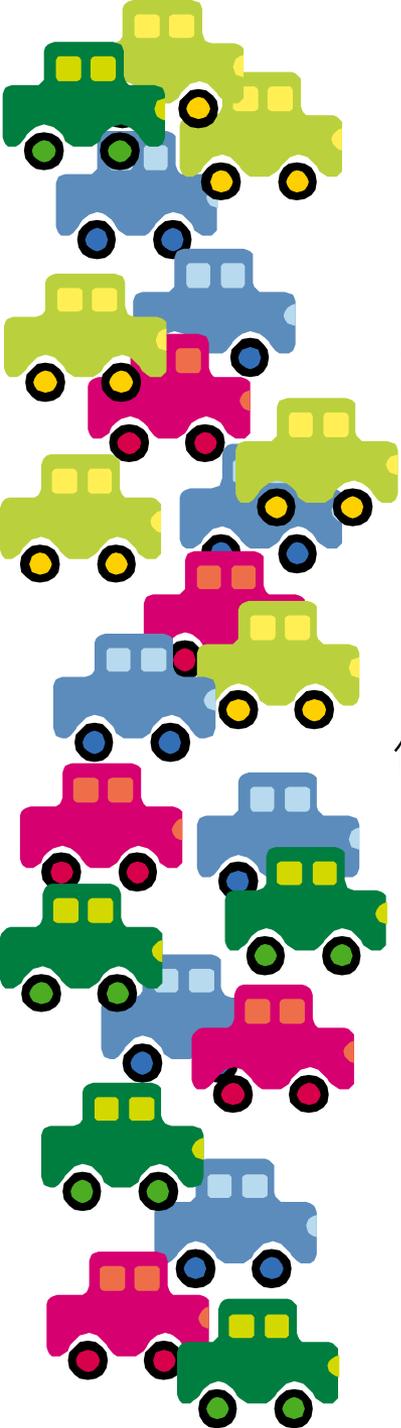


保育者側も1日も早く保育所等での生活に慣れてもらいたい
思いから、日本への同化を求めがちになる

しかし、

外国籍の子どもは必ずしも日本に定住するわけではない
いずれ母国に帰る場合には、

親の母語や文化の獲得が重要な問題



日本文化への適応過程において
子どもが母語を維持できずに
親子のコミュニケーションが難しくなる
親の持つ文化に否定的になったり
親子関係の悪化が生じることもある

保育者には、
将来的な見通し
子どもの母語の使用
生活習慣等に対する**保護者の意向**を捉えながら

複数の文化のなかで育つ子どもと
異なる文化を獲得していく子どもを育てる保護者の両者を支え
親子関係をつないでいく役割が求められる